

保育所、児童入所施設の環境改善を求める意見書（案）

少子高齢化社会を迎えている中において、次世代育成支援は、国の喫緊の課題であり、地方自治体にとっても最優先課題の一つとなっている。

このようなことから、子供の福祉の向上に必要な保育所、児童入所施設の在り方については、少子化が進行し財政状況が厳しい地方自治体へ配慮するとともに、地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう検討されなければならない。

保育は、子供に良好な育成環境を保障し、次世代の担い手を育成する公的性格も有するものである。

よって、国におかれては、保育制度の議論に当たっては、子供の立場に立ち、下記の事項に配慮するよう強く要望する。

記

1. 保育所、児童入所施設の設置及び運営に対し、必要な財源を確保すること。
2. 保育所、児童入所施設の最低基準については、改善に向けて十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

日 田 市 議 会